

「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」愛称・ロゴマーク募集要項

1 趣旨

岐阜県では、介護人材の育成及び職場環境の改善に積極的に取り組む介護事業者を認定及び公表し、介護事業者の介護人材確保を支援する「岐阜県介護人材育成事業者認定制度（以下「認定制度」という。）」を平成28年度から実施しています。

このたび、認定制度の更なる普及促進を図るため、認定事業者内での表示や、認定制度のPR等に活用する愛称及びロゴマークを募集します。

「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」の概要

(1) 認定の方法・基準

認定を希望する介護サービス事業者の認定申請に対して、県が審査を行います。介護人材の確保・育成に向けた取組状況に係る3つの観点からなる10の評価項目の達成状況に応じて、3つのグレードで認定を行います。

【評価の観点】

1. 信頼される運営（地域・職員から信頼される運営）
2. 積極的な人材育成（職員の適正な育成・評価と処遇）
3. 職員の定着促進（職員の離職防止と定着の推進）

【3つの認定グレード】

- グレード1（G1）：もっとも質の高い取組を実施（最上位）
グレード2（G2）：充実した取組を実施（上位）
グレード3（G3）：基本的な取組を実施（基本）

(2) 取組みの効果

① 事業者のPR

認定事業者について、県介護情報ポータルサイトでの紹介や県の各種イベント、窓口等でのPRなど岐阜県が積極的に広報します。また、ハローワークでの求人票に認定事業者と表示することも可能です。

② 更なる取組みの支援

認定事業者は、県の各種セミナーへ優先的に受講できるとともに、研修受講制度へ優先採択されます。

(3) その他

詳細は岐阜県公式ホームページ中の「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」をご覧ください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/nintei.html>

2 募集内容

【愛称】

- ・介護人材育成に取り組む認定事業者のイメージを、簡潔かつわかりやすく表現する呼び方とします。

【ロゴマーク】

- ・認定制度の趣旨やイメージを、簡潔かつわかりやすく表現したものとします。
- ・岐阜県マスコットキャラクターの「ミナモ」を使用することも可とします。
- ・色数は自由としますが、拡大・縮小、単色（モノクロ）での使用も考慮してください。
- ・事業所や施設に貼り付けるステッカーのほか、パンフレットや名刺の刷り込み等での使用を想定してください。

3 応募規定

- ・応募用紙又は白色用紙（ロゴマークは縦横14cmの枠を書いたもの）を縦使用し、愛称またはロゴマークとその説明並びに応募者の氏名（ふりがな）、住所、電話番号、職業、年齢及び性別を記入し、郵送または電子メールでお送りください。
- ・一人で複数の作品に応募することができますが、1作品ごとに必要事項をすべて記載してください。必要事項が記載されていないものは無効となります。

4 応募方法

- ・応募用紙は、岐阜県庁高齢福祉課に備え付けの応募用紙又は、岐阜県公式ホームページからダウンロードしたものを使用してください。

HP アドレス：認定制度愛称・ロゴマーク [検索](#)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/nintei-aisho-rogo.html>

- ・応募作品は、下記のいずれかの方法でお送りください。

【郵送】

封筒に「愛称応募」または「ロゴマーク応募」と明記し、ロゴマークを応募される場合は作品を折り曲げないようにしてください。

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長寿社会推進係あて

【電子メール】

件名を「愛称応募」または「ロゴマーク応募」とし、ロゴマークのデータはJPEG形式又はGIF形式で5MBバイト以内としてください。

E-mail : c11215@pref.gifu.lg.jp

5 応募資格

どなたでも応募できます。

6 応募締切

平成29年8月31日（木）

7 選考

岐阜県が審査を行い、入賞作品を決定します（10月中を予定）。

8 発表

受賞者本人に通知するとともに、岐阜県ホームページにより公表します。

また、本年11月（予定）に行われる「平成29年度岐阜県介護人材育成事業者認定制度認定証授与式」において発表し、表彰を行います。

【愛称】

最優秀賞 1点 1万円相当の岐阜県産物

優秀賞 2点 5千円相当の岐阜県産物

【ロゴマーク】

最優秀賞 1点 3万円相当の岐阜県産物

優秀賞 2点 5千円相当の岐阜県産物

9 その他

- (1) 最優秀受賞作品の知的財産権に係る一切の権利は、岐阜県に譲渡するものとします。その場合、受賞者は著作権人格権を行使しないものとします。
- (2) 応募作品は、自作・未発表で、同一作品又は類似作品が他のコンテスト等への応募又は発表予定のないものに限り、受賞作品がすでに発表されているものと同じ、あるいは、酷似していること等が判明した場合やこの規定に違反していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- (3) 応募作品中に、他人が著作権等を持つ著作物が含まれる場合には、応募者の責任において、その著作物等について著作権者等から応募のための複製等の利用許諾を得るものとします。また、人の肖像権等を利用する場合についても同様とします。

なお、第三者から著作権その他権利侵害等の責任が問われた場合、応募者は自己の責任において解決を図るものとし、主催者は一切の責任を負わないこととします。
- (4) 採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら補正・修正及び文字の付加、

あるいは他の書体等との組み合わせにより使用させていただく場合があります。
その場合は予め受賞者の承諾を得るものとします。

- (5) 送付中やメール送信中の事故により作品が届かなかった場合や、不可抗力の事故および何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、主催者は一切責任を負いません。
- (6) 応募作品は返却しません。
- (7) 応募者の個人情報の取り扱いについては、作品の審査および発表の範囲内においてのみ利用し、ご本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。なお、受賞者の氏名と作品の説明は公表させていただく場合があります。
- (8) 本規定に取り決めのない事項については主催者の判断により決定します。

10 応募先・問い合わせ先

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長寿社会推進係

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

TEL : 058-272-8289 FAX : 058-278-2639

E-mail : c11215@pref.gifu.lg.jp